

## 議案第40号

### 栗山町地域包括支援センターの職員に係る基準 及び運営等に関する条例の一部を改正する条例

栗山町地域包括支援センターの職員に係る基準及び運営等に関する条例（平成26年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第115条の46第4項」を「第115条の46第5項」に改める。

第2条第2項中「第144条の66第4号」を「第140条の66第1号ロ（2）」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

## 栗山町地域包括支援センターの職員に係る基準及び運営等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 改正前  | 改正後  |
|--|--|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）<u>第115条の46第4項</u>の規定により、地域包括支援センター（同条第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）が包括的支援事業（同項に規定する包括的支援事業をいう。以下同じ。）を実施するために必要な基準を定めるものとする。</p> <p>(職員に関する基準)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に1の地域包括支援センターを設置することが必要であると<u>施行規則第144条の66第4号</u>に規定する地域包括支援センター運営協議会において認められた場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによる。</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）<u>第115条の46第5項</u>の規定により、地域包括支援センター（同条第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）が包括的支援事業（同項に規定する包括的支援事業をいう。以下同じ。）を実施するために必要な基準を定めるものとする。</p> <p>(職員に関する基準)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に1の地域包括支援センターを設置することが必要であると<u>施行規則第140条の66第1号ロ(2)</u>に規定する地域包括支援センター運営協議会において認められた場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによる。</p> |